

令和 8 年小田原市議会 3 月定例会議案

(議案第 34 号～議案第 45 号)

令和 8 年 2 月 16 日提出

目 次

○条例議案

議案第34号 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	1
議案第35号 小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例	3
議案第36号 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	5
議案第37号 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例	6
議案第38号 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第39号 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第40号 小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第41号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例	10
議案第42号 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例	19
議案第43号 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第44号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第45号 小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	26

條例議案

議案第34号

小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(委任)

第7条 第3条から前条までに規定するもののほか、最低基準は、これらの規定を考慮して規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

児童福祉法の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものであります。

議案第35号

小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）

第91条第3項の規定による県営土地改良事業に係る分担金の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 市は、法第91条第2項の規定に基づき県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、次に掲げる者から分担金を徴収する。

(1) 当該県営土地改良事業によって利益を受ける者であつて、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受ける者

(分担金の額)

第3条 前条の規定により市が徴収する分担金の総額は、当該県営土地改良事業に要する費用につき法第91条第2項の規定に基づき市が負担する費用の額の範囲内で市長が定める額とする。

2 前条各号に掲げる者からそれぞれ徴収する分担金の額は、当該県営土地改良事業の施行に係る土地の地積割を基準とし、これに受益の程度を勘案して市長が定める額とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 第2条の規定により市が徴収する分担金は、当該県営土地改良事業が完了した年度（当該県営土地改良事業が完了する以前において当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該県営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した場合には、その利益の全てが発生した年度）において徴収する。

ただし、市長が必要と認める場合には、当該分担金を分割して徴収することができる。

(延滞金)

第5条 分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和38年小田原市条例第35号）の定めるところにより延滞金を徴収する。

(分担金の減免等)

第6条 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

小田原市長 加 藤 売 一

(理由)

土地改良法に基づく県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第36号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年小田原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「市長」の次に「又は病院事業管理者」を加え、同条に次の2項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、病院事業管理者が保有する保有個人情報であって、診療記録（診療録その他の診療等に関する記録で病院事業管理者が別に定めるものをいう。）に記録されているものの開示請求については、病院事業管理者は、当該開示請求1件につき2,200円の手数料を開示の際に徴収するものとする。

6 第4項の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、第4項中「市長又は病院事業管理者は、第2項の場合（特定個人情報に係る開示の場合に限る。）において」とあるのは「病院事業管理者は」と、「同項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

病院事業管理者に対する診療記録に係る保有個人情報の開示請求について手数料を徴収することとするため提案するものであります。

議案第37号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部橋地域認定こども園整備事業者選定委員会の項を削り、同表教育委員会の部小田原市新しい学校づくり検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市学校 給食のあり方 検討委員会	学校給食のあり方に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
---------------------------	---	-------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

教育委員会の附属機関として小田原市学校給食のあり方検討委員会を設置する等のため提案するものであります。

議案第38号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3 小田原市学校給食費検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市学校給食のあり方検討委員会	委員	15,000円以内
-------------------	----	-----------

別表第4 保育園嘱託歯科医の項の次に次のように加える。

幼保連携型認定こども園医	年額	174,800円以内
幼保連携型認定こども園歯科医	年額	174,800円以内
幼保連携型認定こども園薬剤師	年額	174,800円以内

別表第4 幼稚園歯科医の項の次に次のように加える。

幼稚園薬剤師	年額	174,800円以内
--------	----	------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

新たに設置する附属機関の委員及び幼保連携型認定こども園医等の報酬額を定めるため提案するものであります。

議案第39号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「令和2年6月1日から同年8月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に、「市長等」を「市長、副市長及び教育長」に改め、同項第1号中「100分の50」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の80」を「100分の90」に改める。

附則第3項中「第3条第1項各号」を「第3条第1項第1号から第3号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

（理由）

行財政改革の推進に向けて、市長、副市長及び教育長の給料月額を臨時的に引き下げるため提案するものであります。

議案第40号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号中「38,700円」を「66,400円」に、「において」を「で自動車等の使用距離の区分に応じて」に改め、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第24条第6号中「市立保育所」の次に「、市立幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

国家公務員の給与制度に準じて、通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給する等のため提案するものであります。

議案第41号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和34年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1号を加える。

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の2第1号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条第1項第4号ア及び第15条の5の6第1項第4号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第16条を次のように改める。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の2から第19条の2の4までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合には、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険事業会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第19条の2の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被

保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ アに掲げるもののほか、小田原市国民健康保険事業特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

第16条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第16条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第16条の3 前条の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額から、第16条第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行

規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第16条第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における18歳以上被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額は、令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

第18条第1項中「若しくは第15条の5の3」を「、第15条の5の3若しくは第16条の2」に、「、第15条の7」を「若しくは第15条の7」に改め、「第19条の2第1項各号」の次に「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」を「同条第5項各号に定める額、第19条の2第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において

て同じ。) に定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額、第19条の2の3第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額若しくは第19条の2の4第1項」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の5の3の額、第15条の7」を「、第15条の5の3、第15条の7若しくは第16条の2」に、「同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」を「同条第5項各号に定める額、第19条の2の2第1項に定める額、同条第5項に定める額、第19条の2の3第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の2の4第1項」に改める。

第19条の2第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超えるときは、当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に

10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の

数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第16条の4第2項及び第3項の規定は、前項の減額する額について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第19条の2の2第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第15条の5の6」との次に「、「前条第1項各号」とあるのは「前条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の4」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第16条の4第3項」と読み替えるものとする。

第19条の2の2に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の4」と、「前条第1項各号」とあるのは「前条第5項各号」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第

16条の4第3項」と読み替えるものとする。

第19条の2の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「(第5項)」を「(第6項)」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、「当該介護納付金賦課限度額」との次に「、「第19条の2第1項各号」とあるのは「第19条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」との次に「、「第19条の2第1項各号」とあるのは「第19条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第16条の2」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第16条の5に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第16条の4第2項」と読み替えるものとする。

第19条の2の3に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第16条の2」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第16条の5に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第19条の2第1項各号」とあるのは「第19条の2第5項各号」と、第7項中「第14条第2項」とあるのは「第16条の4第2項」と読み替えるものとする。

第19条の2の3の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の2の4 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2第5項、第19条の2の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第16条の4第3項の規定は、前項の減額する額について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
第19条の3中「及び第19条の2第1項」を「、第15条の5の4、第15条の8及び第16条の3並びに第19条の2第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第10条、第10条の2、第16条から第16条の5まで、第18条及び第19条の2から第19条の3までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国民健康保険法施行令が一部改正され、国民健康保険の保険料において子ども・子育

て支援納付金賦課額が新設されるほか、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第42号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成12年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とす

る。以下同じ。) 」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下

同じ。) とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が

10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（3）地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和8年度の保険料に係る減免手続の特例）

第12条 第13条第1項第5号に該当する者（市長が別に定める特別の事情に該当すると認められる者に限る。）に対する令和8年度分の保険料の減額又は免除については、同条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和8年度の保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第43号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会の項中「小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会」を「小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会」に、「下水道管路包括的維持管理業務を」を「下水道施設包括的維持管理業務を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

下水道事業における包括的維持管理業務に係る委託の対象範囲を拡大することに伴い、附属機関の名称及び設置目的を変更するため提案するものであります。

議案第44号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次に掲げる局及び部並びに」を「市立総合医療センター及び」に改め、同条各号を削る。

別表小田原市立病院運営審議会の項の次に次のように加える。

小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会	病院事業の経営形態のあり方に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内
------------------------	--	-------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

病院事業管理者の附属機関として小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会を設置する等のため提案するものであります。

議案第45号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「1人につき433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中	円	円	円	を
	12,900	13,700	14,500	
	11,300	12,100	12,900	
	9,700	10,500	11,300	

円	円	円
13,340	14,170	15,000
11,670	12,500	13,340
10,000	10,840	11,670

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられること等に伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。